

被保険者 各位

「令和8年度健康保険被扶養者確認調査」実施要綱

UBE健康保険組合に加入している被扶養者の確認調査を、下記のとおり実施いたします。

1. 目的

健保組合は被保険者の皆さんが支払われる保険料によって、相互扶助のかたちで運営されています。従って、適正な医療費の支払いと、適正な被扶養者の認定が求められます。

特に被扶養者の認定後の資格については、健康保険法施行規則（第50条 被保険者証の検認）により毎年の資格調査が義務付けられており、法に基づき調査を実施するものです。

2. 調査対象者

被扶養者がいる被保険者（令和8年6月30日現在）

3. 提出先および提出締切日

所属	事業所コード	提出先	提出締切日
宇部地区本社部門	010	人事部 人事事務G（宇部・鶴我）	R8. 8. 20（木）
宇部地区研究開発本部	012	研究開発本部 総務G（阿部）	R8. 8. 19（水）
本社（東京）・名古屋支店	020・040	人事部 人事事務G（東京・渡辺）	R8. 8. 20（木）
東京役員	029	総務部 秘書G（磯貝）	R8. 8. 20（木）
千葉地区	200	UEC（株）千葉工場（糸山）	R8. 8. 17（月）
	140	UBE（株）みらい技術研究所（今泉）	R8. 8. 17（月）
宇部ケミカル工場	300	宇部事業所 総務G人事T（西岡）	R8. 8. 20（木）
堺工場	320	工場管理G総務T（田中）	R8. 8. 18（火）
吉富工場	350	総務人事G人事T（美澄）	R8. 8. 19（水）

4. 提出手順

- 『健康保険被扶養者確認調書』は、『健康保険被扶養者確認調書』の下段記載の記入方法に基づいて記入してください。
- 『被扶養者現況届（R8年度確認調査）』は、各自で必要枚数分をコピー、又は当健保組合ホームページ、UBE（株）ゆーびーいーイントラネット内 全社共通掲示板の「健康保険被扶養者確認調査（案内）」からダウンロードし、被扶養者1人につき1枚作成して漏れなく記入してください。
- 添付書類は、『添付書類一覧表（R8年度確認調査）』に基づき用意してください。
- 『健康保険被扶養者確認調書』を一番上にして、各種添付書類（『被扶養者現況届』含む）を重ね、左上をホッチキスで留めてください。
- 各事業所の担当窓口にて期日までに提出してください。※詳しくは各事業所の担当窓口にご確認ください。

5. 留意事項

- 事実と異なる虚偽の届出は、健康保険法第217条により罰せられます。この場合、健保組合が支払った医療費全額が自己負担となります。
- 健康保険法施行規則50条により、正当な理由も無く、健保組合が求めた証明書等を期限までに提出されないときは、扶養審査を辞退されたものとし、被扶養者の資格を取り消す場合があります。
- 今年（1月～12月）の年間収入額（見込）が、年間収入基準額を超過しそうな場合や既に超過している場合は、早急に異動（減員）の手続きをしてください。
- 令和8年1月1日～6月30日の間に被扶養者に認定された方は、配布された書類の提出のみとし、添付書類は免除とします。

6. 個人情報の取り扱い

個人情報については、UBE健康保険組合個人情報保護管理規程に則り厳重に取り扱います。

この調査においてご報告いただく個人情報に関しては、今後の被扶養者の適正な認定及び資格確認のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。

以上